

施工体制台帳等チェックリスト(下請負人等(変更)通知書 とりまとめ状況等)

工期:令和 ○年 △月 ×日 ~ 令和 □年 ○月 △日

番号	1次下請業者名	2次(以下)下請業者名	担当工事内容	請負金額(円)	専任の有無	再下請負通知	建設業許可有効期限年月日	有効確認	注文書	注文請書	誓約書		健康保険		厚生年金		雇用保険		備考(注)
											暴力団 労働法 令遵守	加入	適用除 外申請	加入	適用除 外申請	加入	適用除 外申請		
1	〇〇工事	A	**,**,*	○	○	R. **, **, **	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
2			a	**,**,*	○		R. **, **, **	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
3			b	**,**,*	○	○	R. **, **, **	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
4			c	**,**,*			R. **, **, **	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
5			d	**,**,*			R. **, **, **	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
6			e	**,**,*			R. **, **, **	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
7			f	**,**,*		○	R. **, **, **	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
8			g	**,**,*			R. **, **, **	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
9	△△工事	B	**,**,*		○	R. **, **, **	○			○	○	○	○	○	○	○		
10			h	**,**,*			R. **, **, **	○			○	○	○	○	○	○		
11			i	**,**,*			R. **, **, **	○			○	○	○	○	○	○		
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
31																			
32																			
33																			
34																			
35																			
36																			

例
・解体
・鉄筋組立
・鉄骨製作
・アンカー工事
・
・
・

請負代金額が4,500万円(建築一式は9,000万円)以上のものは、専任の技術者の配置義務有り

契約金額500万円以上(建設業の許可が必要な工事)の場合、建設業許可の有効期限を確認

下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請負に対し、再下請負通知書の提出が必要

基本的には契約書を作成することとされているが、注文書・請書を相互に交付することでも可。
・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

建設業無許可業者については材料支給額を備考欄に記載のこと(建設業法施行令第1条の2第3項参照)

(注)建設業無許可業者への材料支給額を備考欄に記載のこと(建設業法施行令第1条の2第3項 下請業者に材料を支給する場合においては、その市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものが請負代金の額となるため)